

平成 28 年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び消費税転嫁対策に係る今後の取組について

平成 28 年 10 月 21 日
(令和 3 年 9 月 24 日更新)
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところ、平成 28 年度上半期（平成 28 年 4 月から同年 9 月まで。以下同じ。）における消費税転嫁対策に関する取組状況は以下のとおりである。

今後も転嫁拒否行為が発生することが懸念されることに鑑み、転嫁拒否行為に対して消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処していくとともに、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告・公表を積極的に行うこととしている。また、転嫁拒否行為の未然防止のための取組についても、引き続き実施していく。

第 1 消費税転嫁対策に係る取組状況

1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集

ア 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。

転嫁拒否行為は、平成 28 年度においても行われる可能性があることから、平成 28 年度内にわたって違反行為を監視するため、平成 27 年度に引き続き、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等に対する悉皆的な書面調査を実施しているところである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電話 03-3581-3371（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

イ 転嫁拒否行為等についての相談対応状況

公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等に設置しており、平成 28 年度上半期において、207 件の相談に対応した。

表 1 転嫁拒否行為等に関する相談件数（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出に関する相談を含む。）

年度	件数
平成 25 年度	3,179
平成 26 年度	1,420
平成 27 年度	548
平成 28 年度上半期	207
合計	5,354

ウ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、平成 28 年度上半期において、1,320 名の事業者及び 386 の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

表 2 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数

年度	件数	
	事業者	事業者団体
平成 25 年度	1,326	401
平成 26 年度	8,744	1,263
平成 27 年度	4,344	682
平成 28 年度上半期	1,320	386
合計	15,734	2,732

エ 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとしており、平成 28 年度上半期において、移動相談会を 17 回実施した。

表 3 移動相談会の実施回数

年度	回数
平成 25 年度	75
平成 26 年度	47
平成 27 年度	52
平成 28 年度上半期	17
合計	191

オ 下請法の書面調査等の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査等を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行っている。

カ 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処している。

(2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を迅速に行っている。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行っている（公正取引委員会及び中小企業庁における平成 25 年 10 月から平成 28 年 9 月までの対応実績は別紙 1 参照）。

公正取引委員会は、平成 28 年度上半期において、3 件の勧告を行った（別添 1）。

また、公正取引委員会及び中小企業庁は、平成 28 年上半期において、397 件の指導を行った。

平成 28 年度上半期における勧告及び指導について行為類型別で分類すると、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）が 396 件、減額（同条第 1 号前段）が 10 件、本体価格での交渉の拒否（同条第 3 号）が 2 件となっている（合計 408 件（注））。

（注）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、平成 28 年上半期における勧告及び指導件数とは一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

公正取引委員会による勧告及び指導の結果、平成 28 年度上半期において、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益については、特定事業者 156 名から、特定供給事業者 4,670 名に対し、総額 2 億 3094 万

円の原状回復が行われた（下表参照）。

表 4 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年度	原状回復を行った 特定事業者数	原状回復を受けた 特定供給事業者数	原状回復額
平成 26 年度	228 名	33,094 名	4 億 1153 万円
平成 27 年度	333 名	25,059 名	6 億 7444 万円
平成 28 年度上半期	156 名	4,670 名	2 億 3094 万円
合 計	717 名	62,823 名	13 億 1691 万円

(注) 各期間の原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各期間の原状回復額とその合計は一致しない。

2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。消費税転嫁対策の広報として、公正取引委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設けて各種の資料を掲載している（注1）ほか、リーフレット、パンフレット及びポスターの配布を行っている。また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している（注2）。このほか、下記のとおり、消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等の開催や、講師の派遣を実施している。

(注1) <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/pamphlet.html>

(注2) <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

(1) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成28年度上半期において、17回の説明会を実施した。

表5 公正取引委員会主催説明会の実施回数

年度	回数
平成25年度	40
平成26年度	30
平成27年度	51
平成28年度上半期	17
合計	138

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に、職員を講師として派遣しており、平成28年度上半期において、職員を23回派遣した。

表6 講師の派遣回数

年度	回数
平成25年度	384
平成26年度	59
平成27年度	27
平成28年度上半期	23
合計	493

3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、事業者又は事業者団体が行う、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

なお、転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイト（消費税転嫁対策コーナー）に掲載している。

公正取引委員会は、平成28年度上半期において、転嫁カルテルについて4件の届出を受け付けた（別紙2参照）。

第2 消費税転嫁対策に係る今後の取組

1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

(1) 転嫁拒否行為等についての相談・違反情報の収集

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に設置した相談窓口において、引き続き、事業者からの転嫁拒否行為等に係る相談や情報提供に

適切に対応していく。

また、事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査や、全国各地での移動相談会についても、引き続き実施していく。

さらに、平成 28 年度においても、積極的に情報を収集して違反行為に対する監視を行っていくため、悉皆的な書面調査を引き続き実施していく。

なお、書面調査の調査票は公正取引委員会のウェブサイト（消費税転嫁対策コーナー）に掲載しており、書面調査の回答の締切りにかかわらず、転嫁拒否行為の被害を受けた事業者から情報提供を随時受け付けている。

(2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、違反行為が認められた事業者に対しては必要な改善措置を迅速に行い、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、引き続き勧告・公表を積極的に行っていく。

2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、平成 28 年度においても、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象とした当委員会主催の説明会を開催することとしており、現在、当委員会のウェブサイトにおいて説明会の応募を受け付けている（注）。

（注）<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html>

当該説明会では、公正取引委員会事務総局の職員が、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている転嫁拒否行為の概要やこれまでの勧告・指導事例などについて説明している。

また、説明会の開催に併せて、転嫁拒否行為を受ける事業者等からの相談を公正取引委員会事務総局の職員が受け付ける移動相談会を開催する。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等にも、当委員会事務総局の職員を講師として派遣する。

(3) 広報活動

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること、転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていること等を広く周知するため、各種の媒体を活用した事業者向け広報を実施する。

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 9 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 28 年 9 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件及び主な指導事例については、別添 1 及び別添 2 を参照）。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
8,380 件	4,040 件	3,025 件 《131 件》	35 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 28 年 9 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 9 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 令和 3 年 9 月 24 日、中小企業庁の修正を受け、大規模小売事業者への指導件数について修正しました。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	357 件	4 件	361 件
製造業	757 件	1 件	758 件
情報通信業	371 件	2 件	373 件
運輸業（道路貨物運送業等）	212 件	1 件	213 件
卸売業	217 件	1 件	218 件
小売業	266 件	7 件	273 件
不動産業	95 件	6 件	101 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	215 件	0 件	215 件
学校教育・教育支援業	67 件	2 件	69 件
その他（注 5）	468 件	11 件	479 件
合計	3,025 件	35 件	3,060 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	100 件	3 件	103 件
買ったとき（注 6）	2,664 件	35 件	2,699 件
役務利用・利益提供の要請	72 件	0 件	72 件
本体価格での交渉の拒否	254 件	0 件	254 件
合計（注 7）	3,090 件	38 件	3,128 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

勧告事件（平成 28 年 9 月まで）

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成 26 年 4 月 23 日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成 26 年 6 月 12 日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成 26 年 6 月 17 日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成 25 年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商 防犯協力会 (平成 26 年 6 月 26 日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防 犯登録会 (平成 26 年 6 月 26 日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
6	(株)ルネサンス (平成 26 年 7 月 24 日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成 26 年 8 月 1 日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
8 ~ 10	野家グループ 〔(株)野家資産管理サービス (株)北日本野家 (株)中日本野家〕 (平成 26 年 9 月 24 日)	店舗等の賃貸借等の事業を行う(株)野家資産管理サービス、外食業を行う(株)北日本野家及び(株)中日本野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号前段 (減額)及び同号後段 (買ったたき)
11	山佐産業(株) (平成 26 年 10 月 22 日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
12	東映アニメーション(株) (平成 26 年 12 月 17 日)	主にアニメーションの製作事業を行う東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
13	(株)トライグループ (平成 26 年 12 月 19 日)	学習指導事業を行う(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成 27 年 1 月 30 日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業 者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
15	(株)広島東洋カープ (平成 27 年 2 月 26 日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
16	大東建物管理(株) (平成 27 年 3 月 19 日)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業 者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
17 ・ 18	コカ・コーラウエスト(株) 西日本ビバレッジ(株) (平成 27 年 3 月 26 日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を行うコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の 2 社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
19	アイフル(株) (平成 27 年 3 月 27 日)	貸金業を行うアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
20 ・ 21	アサヒグローバル(株) アサヒグローバル三重(株) (平成 27 年 4 月 2 日)	住宅の建築工事業を行うアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
22	SMBCコンシューマーファイナンス(株) (平成 27 年 5 月 22 日)	貸金業を行うSMBCコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成 27 年 6 月 4 日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を行う(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
24	(株)コインパーク (平成 27 年 6 月 5 日)	駐車場事業を行う(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
25 ・ 26	DCMダイキ(株) (株)ホームセンターサンコー (平成 27 年 6 月 9 日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
27	(株)西松屋チェーン (平成 27 年 6 月 12 日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
28	(株)主婦と生活社 (平成 27 年 7 月 9 日)	雑誌等の出版業を行う(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず、委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成 27 年 10 月 2 日)	駐車場事業等を行う(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
30	アイディホーム(株) (平成 27 年 12 月 22 日)	戸建住宅の建設・販売業等を行うアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
31	(株)アーネストワン (平成 27 年 12 月 22 日)	戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
32	(株)東光高岳 (平成 28 年 1 月 20 日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
33	(株)Q配サービス (平成 28 年 6 月 16 日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
34 ・ 35	(株)松下サービスセンター (株)APサービスセンター (平成28年8月31日)	<p>住宅等の建築リフォーム工事業を行う(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは、</p> <p>① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。</p> <p>② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段 (買ったたき)

主な指導事例（平成 28 年 4 月から 9 月）

○ 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
建設業	A 社は、非破壊検査業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、あらかじめ定めていた平成 26 年 4 月 1 日以後に支払う消費税込みの委託料について、代金を支払う際に消費税分（8%）を減額して支払っていた。

○ 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
プラスチック製品製造業	B 社は、製品加工を外部委託している個人事業者に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、作業単価を据え置いていた。
映像・音声・文字情報制作業	C 社は、アニメーション制作を委託している脚本家等に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税引上げ分を上乗せすることなく、脚本料等の契約金額を据え置いていた。
物品賃貸業	D 社は、消費税率引上げ後に E 社から事業を継承し、不動産賃貸業を営む事業者（特定供給事業者）から継続して店舗等を賃借しているところ、E 社が平成 26 年 4 月 1 日以後に特定供給事業者に対して支払っていた消費税率引上げ分を上乗せしていない賃料を据え置いていた。
旅行業	F 社は、通訳ガイド業務を委託している個人事業者に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、ツアーガイド日当を据え置いていた。
クレジットカード業、割賦金融業	G 社は、クレジットカード新規加入者を獲得するための販売促進業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託料を据え置いていた。

転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況（平成 28 年 9 月まで）

1 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

	平成 25 年度 (注 1)		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度 上半期		合計	
		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)
転嫁カルテル	152	26	13	4	11	2	4	0	180	32
表示カルテル	136	24	3	1	0	0	0	0	139	25
計	288	50	16	5	11	2	4	0	319	57

(注 1) 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間の件数である。

(注 2) 消費税転嫁対策特別措置法第 13 条第 2 項に基づき主務大臣への通知を要する組合からの届出である。

2 業種別届出件数

業種	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
製造業	93	79	172
卸売業	59	49	108
小売業	47	45	92
サービス業	45	21	66
その他	24	10	34
合計	268	204	472

(注 3) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は上記「1」に記載の届出件数と一致しない。

(注 4) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 届出に関する相談件数

年度	件数
平成 25 年度	1,235
平成 26 年度	50
平成 27 年度	5
平成 28 年度上半期	4
合計	1,294